

連 盟 規 約

沖縄県ミニバスケットボール連盟

第1章 名 称

第1条 本連盟は、沖縄県ミニバスケットボール連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、沖縄県におけるミニバスケットボールの競技の普及・発展を図るとともに、競技を通じ児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本連盟は、目的を達成するため次の事業を行う。

1. 競技大会の開催
2. 講習会の開催
3. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4条 事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 組 織

第5条 本連盟は、国頭地区・中頭地区・那覇地区・島尻地区・宮古地区・八重山地区の公立小学校単位（男女別、1校1チーム）で、日本バスケットボール協会、沖縄県ミニバスケットボール連盟に登録したチームで組織する。

第6条 本連盟に加盟したチームの児童は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

第7条 本連盟に、次の役員及び常任理事、理事を置く。

1. 会長1名 副会長若干名 顧問若干名
2. 理事長1名 副理事長若干名
3. 事務局長1名 会計若干名
4. 総務・競技・審判・広報・コミッショナーの各委員会複数名

第5章 役員・理事の任務

第8条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。

第10条 顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

第11条 理事長は、連盟の実務を総理する。

第12条 副理事長は、理事長を補佐し事務局・専門部に助言する。

第13条 事務局長及び会計は、本連盟の事務を処理する。

第14条 総務・競技・審判・広報・コミッショナー委員長は、各委員会の実務を遂行する。

第6章 役員任期

第15条 本連盟の役員任期は2年とし再任を妨げない。

役員に欠員が生じた際は、速やかに補充する。

第7章 会 議

第16条 本連盟は、次の会議を置く

1. 常任理事会
2. 理事会
3. 各委員会

第17条 常任（理事）理事会は、理事の事務執行上必要と認めた都度、理事長の招集により開催し、理事長が議長の任にあたり議事の具体的な運営方法等について審議決定する。議事は出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。

第18条 各委員会は、各委員長の招集によって開催し、専門的に必要な事業を行う。

第8章 会 計

第19条 本連盟の経費は、加盟チームの登録料・競技者の登録料（4年生以上）・各競技大会の参加料・寄付金及びその他の収入を以って充てる。

会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

収支について、理事会で報告する。

第9章 派 遣

第20条 県外大会等に沖縄県から審判・運営役員として、派遣することができる。

第21条 派遣される者は、常任理事等の推薦を受け、会長・副会長・理事長で審議し、会長が承認する。

第10章 賞 罰

第22条 理事または本連盟関係者の功績が本連盟の目的に対して顕著と認められた時は、特に定められた規定の基で、これを表彰する。（表彰規定参照）

第23条 会員である児童（選手）の健全な育成と連盟の秩序を守るため、指導者（代表者、スタッフ等）及び全てのチーム関係者に次の行為があったと認められたとき、『沖縄県バスケットボール協会倫理規定』及び『日本ミニバスケットボール連盟倫理規定』に基づいて罰則を与えることができる。

1. 指導者の子どもに対する暴力行為（言葉を含む）があったとき。
2. その他、選手の育成に対し、明らかに不適當な行為があったとき。
3. 連盟の秩序を乱す行為に及んだとき。
4. 提出書類について、重大な誤りを犯したとき。

第24条 罰則の内容についても『沖縄県バスケットボール協会倫理規定』及び『日本ミニバスケットボール連盟倫理規定』に基づいて、常任理事会で審議し決定する。

第11章 慶 弔

第25条 本連盟の慶弔にかかる一切についての基本事項を定める。（慶弔規定参照）

第12章 移 籍

第26条 児童（選手）のチーム移籍について、転校後、移籍登録から3ヶ月間は本連盟主催及び主管する大会への出場を原則認めない。

付 則 この規約は、2018年4月1日より実施する。

表彰規定

沖縄県ミニバスケットボール連盟

第1条 目的

この規定は、沖縄県ミニバスケットボール連盟（以下「本連盟」という。）の発展のために顕著な功績をあげた者を表彰し、その功績を称えるためのものである。
そのために表彰基準を明確にするものである。

第2条 表彰の対象

表彰の対象は、本連盟の発展に功績のあった以下の個人、または、団体とする。

1. 本連盟の理事、またはそれに準ずる者。
2. 本連盟に所属するチームの指導者。
3. 本連盟の発展に寄与した個人又は団体。
4. 本連盟の発足時からミニバスケットボール普及発展に寄与した者

第3条 表彰の種類と推薦基準

1. 永年功労表彰

- (1) 本連盟の会長・副会長・理事長として通算5年以上となる者。
- (2) 本連盟の理事として通算10年以上になる者。
- (3) 本連盟の協力員として通算15年以上になる者。
- (4) 本連盟発足時から連盟発展に尽力された者 及びミニバスケットボールの普及発展に寄与された者。尚、この表彰は職を退いた時に行うものとする。また、④に該当する表彰については、遡って随時検討する。

2. 指導者功労表彰

- (1) チームの指導者として、永年相当の功績をあげた者や、普及発展に寄与した者で、理事から推薦を得た者。尚、この表彰は、1回限りとする。

3. 団体表彰

- (1) 県大会・九州大会・全国大会において優秀な成績を収めたチーム及び指導者を表彰する。
- (2) 本連盟の事業活動を理解されミニバスケットボール普及発展に大きく寄与した連盟に属さない団体（企業含む）を表彰する。

第4条 表彰の決定及び方法

1. 表彰の決定及び方法は、理事会にて該当者を推薦し、常任理事会で決定する。
2. 表彰は、夏季大会・冬季大会、代表者会議等にて行う。

附 則 本規定は、2018年4月1日から施行し、これ以前の慣例等はすべて削除する。

慶 弔 規 定

沖縄県ミニバスケットボール連盟

第1条 目 的

この規定は、沖縄県ミニバスケットボール連盟（以下「本連盟」という。）の慶弔に係る一切の基本事項を定め、以ってその円滑、且つ適正な運営を目的とする。

第2条 適 格

この規定の適応を受けるものについては以下に定める。

1. 本連盟会長，副会長，顧問，相談役，理事長
2. 本連盟に功労があり，理事会で承認された者

第3条 慶 事

2条に規定する者の慶事については、以下に定める。

1. 国または地方公共団体から叙位叙勲褒章等を受ける場合は、速やかに理事会を開き、祝い金、祝電等、本連盟の対応を協議する。
2. (財)日本バスケットボール協会、日本ミニバスケットボール連盟、
(一財)沖縄県バスケットボール協会、(財)日本体育協会、(財)沖縄県体育協会、日本スポーツ少年団本部等から、もしくはバスケットボールに関する行為により褒章を受ける場合は、速やかに理事会を開き、祝い金、祝電等、本連盟の対応を協議する。

第4条 弔 事

2条に規定する者の弔事については以下に定める。

1. 本人が死亡したとき。
香典（1万円）、供花（1対）及び弔
2. 配偶者が死亡したとき。
香典（1万円）、供花（1対）若しくは弔電
3. 2条に規定する者の実父母、実子が死亡したとき
香典（1万円）、供花（1対）若しくは弔電

第5条 連 絡

第3条、第4条に定める事項があった場合は、関係当事者は必ず、理事長に連絡しなければならない。理事長は速やかに事務局長に繋ぎ、理事会構成員に連絡しなければならない。

第6条 その他

慶弔以外で社会通念上必要とされることが起きた場合は、速やかに理事会を開催し、協議決定しなければならない。

附 則 この規定は、2018年4月1日より施行し、これ以前の慣例等はすべて削除する。